

Title	漢代の選舉と官僚階級
Author(s)	永田, 英正
Citation	東方學報 (1970), 41: 157-196
Issue Date	1970-03-31
URL	<a href="http://dx.doi.org/10.14989/66459">http://dx.doi.org/10.14989/66459</a>
Right	
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	publisher

# 漢代の選舉と官僚階級

永田英正

はしがき

第一章 漢初の官吏登用

第二章 武帝以後の前漢の選舉と官僚

第一節 博士弟子員科と孝廉科の制定

第二節 前漢官吏の起家と出自

第三章 後漢の選舉と官僚

第一節 後漢官吏の起家と出自

第二節 孝廉と辟召

むすび

はしがき

凡そ紀元前七世紀すなわち春秋中期以來、宗族的な原理によって維持されていたいわゆる封建體制は崩壊に向い、代つて郡縣制にもとづく中央集權體制が現れはじめてくる。ここでは世襲的に支配階級を構成していたかつての士大夫に代り、個人の才能や技術によって選ばれた人間が天子に直屬し、俸祿を受けて政治を行う官僚の出現を見る。したがって郡縣制の施行と官僚の成立とは不可分の關係にあり、その意味からも郡縣制の施行は單に制度上の變革に止まらず、社會的政治的經濟的にも一大變革をもたらしたといつても過言ではない。

郡縣制にもとづく中央集權國家は、一應形式的には秦の統一によつて完成するが、眞の意味では漢の統一後、呉楚七國の亂をのりきつた武帝に至つてはじめて實現された。この中國史上未曾有の一大中央集權的官僚國家の誕生の結果、佐史より丞相にいたるまで十三萬二百八十五人といわれる膨大な官吏の需要にともない、國家最高の政策を指導し、天子の手足となつて働

く優秀な人材をいかにして確保し選抜するかということが重大な關心事となつて來た。漢代の官吏登用すなわち選舉の問題はここに端を發する。

從來より漢代の選舉制や官僚制について論じた研究は數多く發表されている。<sup>(1)</sup>しかし兩漢を通じて選舉と官僚の問題を相互關連的に論じたものは少い。本論は、漢代の官吏としてどのような人間が期待されたのか、彼らを選抜するためにどのような方法がとられたのか、それによつてどのような階層の人が選ばれたのか等々を検討しながら、漢代における選舉のもつ意義を考えてみたい。これは當然、中國古代統一國家たる漢帝國の歴史的 성격の解明にもつながる問題である。

## 第一章 漢初の官吏登用

武帝即位の初め、賢良の資格で對策にのぞんだ董仲舒は、當時の官吏および官界を評して次のように述べている。

今の郡守縣令は民の師帥にして、流を承けて化を宣べしむる所なり。故に師帥賢ならざれば、則ち主德宣べられず、恩澤流れず。今や吏はすでに下に教訓することなく、或は主上の法を承用せず、百姓を暴虐し、姦とともに市をなし、貧窮孤弱なるものは、冤苦して職を失ひ、はなはだ陛下の意にかなわざるなり。是を以て陰陽錯繆し、氣氣充塞し、群生遂ぐること少なく、黎民未だ濟われず。みな長吏の不明、此に至らしむるなり。それ長吏は多く郎中・中郎より出で、吏二千石の子弟は郎吏に選ばれ、また富警を以てす。未だ必ずしも賢ならざるなり。且つ古のいわゆる功とは、官に任じ職を稱するを以て差<sup>しな</sup>となし、日を積み久しきをかさねるを謂うには非ざるなり。故に小材は日をかさねると雖も小官を離れず、賢材は未だ久しからずと雖も輔佐となるを害<sup>さまた</sup>げず。是を以て有司は力を竭<sup>つく</sup>し知を盡し、務めて其の業を治め、而して以て功に赴く。今は則ち然らず。日をかさねて以て貴を取り、久しきを積みて以て官を致す。是を以て廉恥實亂、賢と不肖と渾殺し、未だ其の眞を得ざるなり。<sup>(2)</sup>

董仲舒によれば郡の太守や縣令といった地方長官は民の師長であり、君徳を承けて民を教化するもので、彼らに人を得なければ君徳はひろまらず、恩恵はほどこされない。今や陰陽の氣が狂い、民が安堵しないのは、これら地方長官に人を得ていないからであるとし、その原因は從來の官吏登用の方法と昇進の仕方に根本的な缺陷があるからだとしている。

では當時すなわち武帝期以前の漢初において官吏の登用および昇進は、いったいどのように行われていたのであるうか。

漢代の官吏は、秩萬石といわれる最高の三公はいちおう別格として、およそ秩二千石の上級官吏から百石以下の下級屬吏にいたるまで、すべて俸祿によって差等がつけられ、その間は原則的には功勞——特別なはたらきとか勤務日數——によって、下級から上級へと遷轉昇進した<sup>(3)</sup>。しかしながらすべて下級の屬吏から出發して功勞のみによって上級官吏に昇進しえたかとうと決してそうではなく、その間にいくつかの關門を通過しなければならなかった。その最初でかつ最大の關門は百石から二百石に至る場合、具體的に言えば中央官廳や地方の郡縣の屬吏から二百石以上の勅任官となる場合であった。

漢代、勅任官の登龍門として重きをなしたのは郎官の選舉、すなわち郎選であった。郎とは宮中に宿泊して禁衛にあたる近侍の官で、『漢書』百官公卿表によると郎中令（光祿勳）の屬官に議郎・中郎・侍郎・郎中があり、秩は議郎と中郎が比六百石、侍郎が比四百石、郎中が比三百石であった。これらの郎官はやがては郡縣の長吏に轉出するか、あるいは中央官廳の要職に補せられるものであるが、しかし實際には禁衛のほかには特にこれといった役職はなく、また定員もない、いわば將來の榮轉を待機するポストであった。ところでこの郎官になるにはいくつかの途があったが、漢初においては（一）任子、（二）良家子、（三）富賢、（四）獻策其の他によつていた。

（一）の任子とは保舉の一種で『漢書』哀帝紀の師古注に引く『漢儀注』に「吏二千石以上、視事滿三年、得任同產若子一人爲郎」とあるように、吏二千石以上で任期が滿三年になると兄弟もしくは子一人を保證して郎とすることができた。文帝のときに爰盎が兄噲の保任によつて郎中となり（漢書卷四九）、武帝の初年に蘇武が父建の任によつて郎となつた（漢書卷五四）のはその例である。（二）の良家子とは漢の北邊に位置する隴西・天水・安定・北地・上郡・西河の六郡の良家の子弟を選んで羽林郎に任

命するものである。羽林は期門とともに郎中令に屬し、天子の護衛にあたる近衛兵である。『漢書』地理志に「天水・隴西、山多林木、民以板爲室屋、及安定・北地・上郡・西河、皆迫近戎狄、修習戰備、高上氣力、以射獵爲先、……漢興、六郡良家子、選給羽林期門、以材力爲官、名將多出焉」とあるように、この六郡は戎狄の地に近く戰や弓に長じた者が多く、ために武將の養成を主たる目的として設けられた制度である。文帝のときに隴西出身の李廣は良家子として從軍し、善射の功によつて郎となった（漢書卷五四）のが記録としては古く、降つて武帝時代に入れば隴西の趙充國（同六九）、北地の甘延壽（同七〇）らがいずれも良家子で騎射の才能を認められて羽林郎に補せられている。（三）の富賢とは多額の資産のある者を郎に任ずるものである。張釋之傳（漢書卷五〇）によれば文帝のときに「以賢爲騎郎」とあり、その注に『漢注』を引いて「賢五百萬得爲常侍郎」とある。景帝後二年（前一四二）の詔に官吏採用の資格として從來訾算十以上であつたものを訾算四に引き下げることが見えており、當時一般に官吏になるためには一定の財産を有することが條件とされていたことがわかる。應劭によると十算は十萬錢で、この金額はその頃の中程度の家の一家の財産であつたという。富賢とはその名の通り、中でも特に資産家を郎官に任じたもので、先の張釋之のほか、景帝のときの司馬相如（漢書卷五七）などがその例である。（四）の獻策其の他とは婁敬が漢の高祖に長安遷都を進言して郎にとりたてられ（漢書卷四三）、或はまた文帝のときに馮唐が孝行いちじるしきを以て郎中署長に任命された（同五〇）諸例がこれに當る。

以上、漢初の郎選四途のうち特に重きをなしたのは、（一）任子と（二）富賢の兩途であつた。それは董中舒が「長吏は多く郎・中郎より出で、吏二千石の子弟は郎吏に選ばれ、また富賢を以てす」と指摘しているとおりである。しかし既に述べたように、任子とは父兄が吏二千石以上という高級官僚の特權として行われる登用法であり、富賢もまた特定の資産家を對象に行われる登用法であつて、いずれも本人の才能とか能力といったものには關係なく、先天的に具有する權利によつて登用されたものであり、それは當然「未だ必ずしも賢ならず」といえるものであつた。しかも彼らはいつたん郎位にのぼると、功もないのになだ「日をかさね、久しきを積んで」顯位高官に達するのであつて、その結果は「廉恥質亂、賢と不肖と渾殺し、未だ其の眞を

得ざる」といった状態を呈してきたのである。のちに董仲舒も述べるごとく、從來のような方法で廣く人材をあつめることは、もはや不可能であった。呉楚七國の亂平定のあとをうけ、文字どおりの一大中央集權的官僚國家を實現した漢帝國が、今や本格的な統治にのり出さんとしたとき、帝國を支える最高の國家政策を指導すべき有能な人材を確保し、それは同時に沈滞した官界を一新するためにも、ここに官吏選抜方法の抜本的改革が急務となつて來たのである。

武帝は即位の當初、しばしば公卿・列侯・二千石に詔をくだして賢良・文學の士の推舉を命じた。このとき董仲舒も選ばれて賢良に擧げられたのである。これら賢良の士の推舉は、もちろん古典にみえる理想社會を實現するために有識者の意見を求めんとしたものであったが、その背景には例えは武帝の策問の一節に「朕は夙に寤め晨に興き、前の帝王の憲を惟い、至尊を奉じ、洪業を章らかにする所以を永く思うに、皆本に力め賢に任ずるに在り」(漢書卷五六董仲舒傳)とあるように、求賢・任賢という當時の切實な事情があつたのである。

## 第二章 武帝以後の前漢の選舉と官僚

### 第一節 博士弟子員科と孝廉科の制定

官吏の固定化を防ぎ、人材を獲得するにはどうすればよいのか。董仲舒は前章に引用した對策の中で更にこの問題にふれ、次のように論じている。

(A)陛下親から藉田を耕し、以て農の先となり、夙に寤め晨に興き、萬民を憂勞し、往古を思惟し、務めて以て賢を求むるは、此また堯舜の心を用うるなり。然して未だ「土を」獲ると云わざるは、土素より厲まざればなり。夫れ素より土を養わずして賢を求めんと欲するは、譬え玉を琢みがかざして文采を求むるがごときなり。故に土を養うの大なるは、太學よりも大なるはなし。太學は賢士の關るところなり。教化の本原なり。今、一郡一國の衆を以て「詔」書に應ずる者なしと對こたえる

は、是れ王道の往往にして絶えしならん。臣願わくは、陛下は太學を興し、明師を置きて以て天下の士を養い、數しば考問して以て其の材を盡せば、則ち英俊宜しく得べかるべし

と言ひ、そして當今の官吏に人を得ていないことを論じたあと、つづけて

(B)臣愚おもえらく、諸の列侯・郡守・二千石をして各の其の吏民の賢者を擇ばしめ、歳ごとに各の二人を貢し、以て宿衛に給せしめ、且つ以て大臣の能を觀、貢するところ賢者ならば賞あり、貢するところ不肖者ならば罰あらしめん。夫れ是の如くすれば、諸侯・二千石はみな心を求賢に盡し、天下の士は得て官使すべし。徧く天下の賢人を得れば、則ち三王の盛も爲し易く、堯舜の名にも及ぶべきなり。日月を以て功と爲すなく、實に賢能を試みて上となし、材を量つて官を授け、徳を録して位を定むれば、則ち廉恥路を異にし、賢と不肖と處を異にせん<sup>4</sup>

と論じている。董仲舒は先ず(A)の部分において、賢士を求めようとしても平素から士を奨勵し養つていなければ得られぬとし、そのためには太學を設けて天下の士を養成することの必要を説き、併せて(B)において諸侯・郡守・吏二千石などの長官に命じて毎年治下の吏民の中から賢者二名を推舉させて才能を試み、昇進に當つては年功を廢して能力を第一とすることを進言している。かくして官吏養成機關としての太學の設立と、地方長官による賢者の推舉は、春秋學者董仲舒によつてここにその思想的根據を與えられ、やがて博士弟子員の科、孝廉科等の新しい選舉の創設を見るにいたるのである。

博士弟子員の科は直接には元朔五年(前二四)に丞相公孫弘の上奏によつて實施された。その内容は『漢書』卷八八儒林傳の序の中に詳述されている。すなわち、先ず京師の太學に博士をおき、博士に五十人の弟子をつける。太常は民の年十八以上で儀狀端正な者を選んで博士弟子に補す。また郡國で文學を好み長上を敬い、政教をつつしみ郷里にしたがい、立居ふるまいが禮になつてゐる者があれば、縣の令長や侯相は直屬の太守・國相に報告し、守相はその中から可とする者を選んで計偕とともに太常へ派遣し、弟子同様に學業を受けさせる。そして一年後に試験を行い、よく一藝(一經)以上に通じておれば太常の文學掌故のポストに補し、成績優秀な者は上聞をへて郎中に補するといふものである。この博士弟子の試験は射策とよばれ

る。それは問題を記入した策簡を擇ぶ方法が、ちょうど射的に似ているところからつけられたといわれている。當初博士弟子員は五十人であったのが、その後しだいに増大して昭帝の時には一百人、宣帝の末には二百人、元帝の時には一千人、成帝の末には三千人にも達した。それに伴って課試任官の制も整備され、やがて試験に及第した者のうち、成績優秀な者四十人を甲科とよんで郎中に任じ、これに次ぐ二十人を乙科とよんで太子舍人に、下第者四十人を丙科とよんで文學掌故に任命するようになった。これが別に射策甲科とよばれ、官界の一つの出世コースとなつていったものである。

このように太學をいわば官吏養成所とみなし、そこで學業を修得した者を官吏とする考え方は、『禮記』王制の中に郷に命じて秀士を論ぜしめ、之を司徒に上げて選士と曰う。司徒は選士の秀でたる者を論じ、之を學に上げて俊士と曰う。司徒に上げたる者は郷に征せず、學に上げたる者は司徒に征せず、造士と曰う。……大樂正は造士の秀でたる者を論じて以て王に告げ、而して諸を司馬に上げて進士と曰う。司馬は官材を辨論し、進士の賢なる者を論じて、以て王に告げ、而して其の論を定む。論定まりて然る後に之を官にし、官に任じて然る後に之に爵し、位定まりて然る後に之に祿すと見えており、また『漢書』食貨志にも

里に序有り、而して郷に庠有り。序は以て教を明らかにし、庠は則ち禮を行い、而して化を視す。……八歳にして小學に入り、六甲五方書計の事を學び、始めて室家長幼の節を知る。十五にして大學に入り、先聖の禮樂を學び、而して朝廷君臣の禮を知る。其れ秀異なる者有れば、郷に移して庠序に學ばしめ、庠序の異なる者は、國に移して少(小)學に學ばしむ。諸侯は歲ごとに少(小)學の異なる者を天子に貢して大學に學ばしめ、命けて造士と曰う。行同じく能偶なるときは則ち之を別かつに射を以てし、然る後に爵命す。

とあるところである。これらはいずれも先王の制として理想的に描かれたものである。漢代の博士弟子科は、このような觀念上の制を現實に則して具體化したもので、そこでは官吏養成機關としての太學の性格、および考試による太學生の官吏化が明確にうち出されている。そしてその結果は、ここに學問によって官吏となる途を開くことになった。しかし注意すべきことは、

ここでいう學問とはただの學問ではなく、五經博士の設置にもみられるようにそれは儒學であり、儒學の習得が官吏となる資格となったことで、この點に漢代の博士弟子員設置の大きな特色と意義がある。

孝廉科は武帝の元光元年（前三四）にはじまる。孝は孝悌、廉は廉潔をいう。これまた儒教の精神にのっとり、郡國の守相が毎年、在野の民あるいは下級の屬吏の中から孝なる者、廉なる者それぞれ一人——のちになると人口二〇萬人に一人の割合——を選んで中央に推舉し、中央では改めてその事實を調べ、事實に誤りなきことを確認した上で、郎中に補するというものである。のちになると一時、試験が課せられたこともあったが、その場合でも推薦ということに大きな比重がおかれていた。したがって先の博士弟子員の科、すなわち射策甲科が専ら考試に重點がおかれていたのに對し、孝廉科は、推舉に重點がおかれた上代の貢士の傳統をひくものであった。それは左雄の「郡國の孝廉は古の貢士なり」（後漢書卷九二）というとおりでである。諸侯が士を天子に貢する、いわゆる貢士の制については『禮記』とか『尚書大傳』などにみられ、たとえば『禮記』射儀では古、天子の制に、諸侯歲ごとに獻じて士を天子に貢すとあり、また『國語』齊語には桓公のことを述べて

正月の朝に、郷長事を復す。君親らこれに問いて曰く、「子の郷に於て、居處學を好み、父母に慈孝に、聰惠質仁にして、聞を郷里に發する者有りや。有れば則ち以て告げよ、有りて以て告げざるは、之を明を蔽うと謂う。其の罪五あり」とある。このように諸侯が天子に、臣下が君に賢士を貢擧するのは、それぞれに義務として求められたものである。したがってその義務を怠った場合に相應の罪をこうむったことは、右の桓公の言にもあるとおりでであり、また士を貢擧してもそれが不肖の場合には同様に責任をとらねばならなかった。そのことは先の射儀の文につづいて

天子之を射宮に設み、其の容體、禮に比し、其の節、樂に比し、中ること多き者は祭に與るを得。其の容體、禮に比せず、其の節、樂に比せず、中ること少き者は祭に與るを得ず。數しば祭に與るときは君、慶あり。數しば祭に與らざるときは君、讓あり。數しば慶あるときは地を益し、數しば讓あるときは則ち地を削る。

とあるとおりである。このことは、貢士の制が單に賢士を貢擧するというだけに止まらず、諸侯をはじめとする地方の長の能、不能をはかる一種の目やすとされた、いわば両面の働きをもつものであったことが知られる。董仲舒の「且つ大臣の能を觀る」というのも、この見地に立つての發言であつた。このように漢代の孝廉が貢士の傳統をくむ以上、孝廉科の實施に當つても、先の貢士の制にみられるのと同様に法制的措置をとらなかつた。すなわち元朔元年（前一二八）の詔で有司の議を経て

孝を擧げざるは詔を奉ぜざるなり。當に不敬を以て論ずべし。廉を察せざるは任に勝えざるなり。當に免ずべし<sup>⑩</sup>

と定められ、孝者を推擧しなかつた者は不敬罪に問われ、廉者を察擧しなかつた者は免官されたのである。また推擧された人物に推薦事實と反するようなことが判明した場合には、擧者は選擧不實の罪で免官となつた。御史大夫張譚が「坐選擧不實免」（漢書卷一九下百官公卿表）となつたのがそれである。ただ元光元年の孝廉科創設のいきさつは、先の博士弟子員の科のように明らかではない。しかし以上のような孝廉科の内容からいつても、董仲舒の對策と相應する點が多く、假りに孝廉科の設置が直接董仲舒の發議によるものではないにしても、兩者の間には密接な關係があつたことは否定できない。

以上、武帝の時に創設された博士弟子員の科すなわち射策甲科と孝廉科についてその概略を説明した。しかし漢代の選擧とよばれるものは、これで全てではない。この外にたとえば賢良方正、茂才、明經、有道、直言、敦朴などの科目があり、後漢に入ると共に科目數はさらにふえている。だが前者が後者と區別される最大の點は、後者が主として不定期的、臨時的であつたのに對して、前者は毎年定期的に行われたところにある。漢代の選擧といへば専ら博士弟子員と孝廉の兩科で代表されるのは、このためである。

## 第二節 前漢官吏の起家と出自

武帝の時にいたり博士弟子員の科、孝廉科などの新しい選擧科目が創設されたことは以上に述べたとおりであるが、では實際にはどのように行われたのであろうか。次に問題となるのは選擧の實態である。

時代	科目	孝廉	察廉	茂才	射策甲科	賢良方正	明經	徵召	辟召	遷轉	入賞	良家子	任子	不明
武帝 12						※公孫弘(五)						李蔡(五四)		田千秋(六) 公孫賀(六) 石慶(四六) 趙周 嚴青翟 薛澤 許昌 劉屈氂(六) 田蚡(三) 寶嬰(三)
昭帝 3									楊敞(六) 蔡義(六)	※王訢(七)				
宣帝 5				※于定國(七)		※魏相(七)		韋賢(七)		※丙吉(七)	黃霸(八九)			
元帝 2				匡衡(八)								韋玄成(七)		
成帝 5		※薛宣(八)		※翟方進(四)			孔光(八)	※張禹(八)					王商(八)	
哀帝 4		※朱博(八)	※平當(七)		馬宮(八) 王嘉(八)									
平帝 1													平晏(七)	
32	0	3	1	4	2	1	2	2	2	1	1	1	12	

表I 前漢丞相の起家一覽 (※印は郡縣吏出身、漢數字は漢書列傳の卷數、アラビア數字は人數を示す)

表Iは武帝から前漢末の平帝に至る間に丞相に就任した32名について適用された登用法別に表示したものである。前漢の丞相、後漢の太尉は三公の中でも最上位に位置する最高の官であり、彼らにみられる起家の方法はいわば當時を代表するものであったと考えてよい。先ず上段の科目であるが、このうち第二番目の察廉とあるのは孝廉科とは明らかに區別される選舉である。察廉は舉廉ともよばれ、察廉吏・舉廉吏のことで、中央や郡縣の屬吏以上、六百石以下

の官吏を對象として行われたものであった。孝廉といふ場合の廉がそうであるように、廉といふのは官吏たる者の具有すべき徳性の一つと考えられていた。すなわち、官吏といふのは、單に事務を處理するばかりではなく、民の儀表となるものでなければならず、そのためには身を持すること嚴正にして、とりわけ廉潔であることが要求されたのである。「周禮」に小宰が官吏の治績を決定するに當つて、廉善・廉能・廉敬・廉正・廉法・廉辯の六つの規準をあげている。いずれも廉を以て冠していることは、廉が何よりの根本となつてゐることを示している。察廉とはこのように官吏の中から民の儀表となるべき廉潔な人物を選擧するものであつたが、とりわけ選擧として重要なのは中央や郡縣の屬吏を對象として行われる場合である。表にあげた薛宣は大司農斗食の屬から察廉によつて一躍琅邪郡不其縣の縣丞に補せられ、また朱博は杜陵縣の功曹から太常の察廉をうけて右扶風安陵縣の縣丞に、平當は大鴻臚の文學から察廉によつて南陽郡順陽縣の縣長に補せられている。これからも明らかのように、察廉と孝廉の科との最大の相違點は、孝廉が地方郡縣の下級屬吏もしくは在野無官の者を對象に彼らを郎中に登用任官する選擧であつたのに對して、察廉は中央・地方の官吏（六百石以下）が察擧の對象となり、多くは縣の令・長・丞もしくはそれ以上の官に補されたところにある。いわば察廉は官吏の拔擢昇進に重きがおかれた選擧であつた。したがつて六百石以下の範圍内では同一人が連續して幾度か察擧されることもまた可能であつた。先の薛宣は察廉によつて不其縣丞になつたあと再び琅邪太守の察廉をうけて樂浪郡都尉丞に轉じてゐる例が、それである。察廉の一科は孝廉科の創設された元光元年からそう遠く離れない時期、恐らくは武帝の末年には制定されてゐたと考えられる。

茂才は、もと秀才とよんでいたものを後漢光武帝の諱を避けて改めたといわれる。武帝の元封五年（前一〇六）の詔に  
其れ州郡に令す。吏民に茂材異等あり、將相となり及び絶國に使いす可き者を察せよ<sup>(1)</sup>

とあり、また趙廣漢が州の從事から茂才に擧げられて平準令となつた（漢書卷七六）のが初見である。右の詔には察擧の對象は吏と民とになつてゐるが、實際には中央や地方の屬吏が壓倒的に多く、その點、察廉と類を同じくするものである。また趙廣漢は茂才に擧げられたあと平準令という經濟擔當官に補せられてゐるが、擧茂才の場合には縣令のポストが與えられるのが一

般で、後漢に入ればほとんど例外なく縣令に任ぜられている。だがいづれにしても六百石の令であることにはかわりはない。表Iにあげた于定國は郡の決曹から廷尉の史（書記）にうつり、「材高を以て」待御史に拔擢されている。材高とは茂才高第の意と思われるが、ここでは一應茂才の中に入れて扱った。なおこの表には出ていないが、その外に官吏を對象とした選舉として治劇がある。郡吏から治劇に擧げられて縣令となった原涉（漢書卷九このほか、公府の掾史から治劇に擧げられて同じく縣令となった何並（同七七）、陳遵（同九二）などが、それである。

賢良方正の科は早く文帝のときに見られる。すなわち文帝即位二年（前一七八）の詔に

朕聞くならく、天民を生じ、之がために君を置き、以て之を養治せしむ。人主不徳にして布政均しからざれば、則ち天之災を示し、以て治せざるを戒むと。いま十一月晦に、日之を食する有り。適天に見ゆ。災いづれかこれより大ならん。

……唯二三の執政は……賢良方正にして能く直言極諫する者を擧げ、以て朕のおよばざるを匡ただせよ<sup>(12)</sup>

とあるのが初見である。この詔の中にべられているように、賢良方正というのは、主として日食とか地震とか大水、饑饉などの災異のあとに民の意見を聞こうとするところからはじまったものであるが、時には災異には關係なく、天子自ら政事に精勵する目的から有識者の意見を聞く場合もあった。董仲舒が擧げられた武帝の場合は、まさに後者の例である。しかしいづれの場合でも有識者の意見を求めるといふ點にはかわりがなく、したがってすべて天子の下問に應じて政治の得失などを論じた對策を伴うものであり、その對策のいかんによつて相應の官職を授けられたのである。董仲舒はかの對策によつて江都の相に任ぜられたが、表Iの公孫弘は對策第一を以て博士に、魏相は郡の卒史から賢良に擧げられ、對策高第を以て茂陵の令にとりたてられた。しかし賢良方正に擧げられて對策が優秀であつた場合、前漢では縣令・博士のほかは諫大夫・中大夫などの大夫に任ぜられる者があり、後漢になると議郎に任ぜられる者が多く、いづれもひきつづいて天子の諮問にあづかるものであつた<sup>(13)</sup>。

明經とは文字どおり經學に明るいもの、すなわち經學に通じたものを對象とした選舉で、やはり武帝以後の創設にかかる。表にあげた孔光についていえば「經學尤明、舉議郎」とあるように、兩漢を通じて議郎とか郎中など、いわゆる郎官に任ぜら

れるのが一般であった。

徵召とは天子の特別の徵聘をうけたものを指す。表1の韋賢は若いときから學問に志向し鄒魯の大儒と稱された人物で、徵されて博士となり、また張禹は明經を以て郡の文學となり、のち詔を以て博士に試補された。このように徵召の場合は前漢では多く博士の官に任ぜられ、後漢ではほとんどが議郎に任ぜられた<sup>14)</sup>。

ところで漢代の官吏登用法で注意すべきものに辟召がある<sup>15)</sup>。徵召の徵が天子の命をいうのに對し、辟とは中央や地方の長官の命をいう。漢代では太傅・大將軍・三公といった高官をはじめ、九卿・刺史・郡守・都尉・縣の令長など中央や地方の長官は自己の屬僚を自由に選ぶことができた。これを一般に辟召とか辟命とよぶが、實際の官吏登用の上から特に問題となるのは三公のほかは大將軍、太傅を加えたいわゆる五府の辟召の場合である。その理由は、中央や地方の官廳の屬僚すなわち掾屬がすべて百石以下の小吏であるのに對し、公府の場合は掾は比四百石から比三百石、屬で比二百石であつて、その秩祿からいえば公府の掾では郎中に相當し、屬でも勅任官に準ずる地位にあつたからである。そのため『漢舊儀』に「漢初、掾史を辟するには皆之を上言す」とあるように、公府の掾屬の辟召にはいちいち上言することがたてまえてなつていたのである。既に述べたように漢代官僚制においては百石と二百石との間は峻別され、いかにして二百石の關門を突破するかが最大の關心事であつた。これを通過するためには郎官の選舉をはじめとする各種の選舉を必要としたが、この辟召は關門を通過するいわば第二、ないしは第三のルートとして制度化されていたのである。前漢の世に明らかに辟召されたという事例は、孫寶の「明經爲郡吏、御史大夫張忠辟寶爲屬」(漢書卷七七)がただ一例あるだけである。しかしそれに類するものに諸葛豐の「貢禹爲御史大夫、除豐爲屬」(同七七)とか、また蕭望之が法に坐して免官されたあと「御史大夫魏相、除望之爲屬」(同七七)といった例があり、いずれも辟召されたものである。このほかに大將軍府に給事した楊敞(同六六)や蔡義(同六六)をはじめ、公府の掾屬となつた人を辟召の中に加わえると、他に田延年(同九〇)、蕭由(同七八)、毋將隆(同七七)、何並(同七七)、陳遵(同九二)、鄭崇(同七七)、云敞(同六七)らを數えることができ、前漢でもかなり盛んに辟召の行われていたことが知られる。しかし辟召が官吏登用の上で大

きな比重を占めるようになるのは後漢に入ってからのものであり、これについては後に述べる。

遷轉とは功勞によつて昇進したものである。功とは特別なはたらきをいい、勞とは勤務日數をいう。いうまでもないことであるが、ここでいう功勞による遷轉とは、いわば選舉に對應するもので、郡縣の吏から出發して功勞を積んで勅任官となつた場合を指し、全て功勞のみで丞相にいたつたことを指すものではない。表Ⅰの王詡は「以郡縣吏、積功稍遷、爲被陽令」とあり、また丙吉は「治律令爲魯獄吏、積功勞稍遷、至廷尉右監」とあるのがそれである。令は六百石、廷尉右監は千石、稍遷とはその間にいくつかの官を歴任していることを意味している。ただこのように郡縣の吏をふり出しに功勞のみで縣令ないしそれ以上の勅任官となることは、せいぜい武帝から昭帝あたりまでのことで、以後は新しい選舉の普及に伴い、選舉によらないかぎりほとんど不可能になつていったものと思われる。事實、武帝以後、功勞による遷轉のケースは王詡・丙吉の外には僅かに杜鄴の祖父と父があり（漢書卷八五）、また尹齊（同九〇）がそうではないかと推察されるに過ぎない。

入貲は別に納貲ともいい錢や穀物を納めて官職につくもので、武帝の末年になり財政が窮乏して以後、行われるようになった。いわゆる鬻官である。漢初に資産家を郎官に任ずる富貲の制があつたことは既に述べたが、この場合にも資産家を單に郎官に登用するだけに止まらず、その狙いは財産を便宜政府の財用に當てることであつたと思われる。景帝の時に富貲によつて郎に任ぜられた司馬相如が、僅か數年にして産を盡したのも、あながち彼の遊興ばかりではなかつたらう。こうしてみれば、入貲といわれるものも、結局は富貲の發展したものであるといふことができる。そしてこの入貲の制は其の後兩漢を通じて戰爭とか饑饉といった錢穀の窮乏した時に、その救濟措置として行われるようになった。表Ⅰにあげた黃霸は「以待詔入錢賞官、補侍郎謁者」とあり、錢を納めて侍郎謁者の官を與えられたものである。但しこのような錢穀を納めて官職についたものは當時にあつても輕蔑されたらしく、黃霸もそのために差別待遇されたことが彼の傳の中にみえている。

其の他の孝廉をはじめ博士弟子員の射策甲科、良家子、任子については既に説明したところであるが、最後に注意しなければならぬのは不明の項に分類された武帝時代の丞相竇嬰以下一〇名と成帝時代の王商、平帝時代の平晏の兩名である。彼ら

はいずれも起家の方法が判明しないので不明の中に入れてが、いま彼らの出自をみると竇嬰・田蚡は外戚、劉屈氂は宗室、許昌・薛澤・殿青翟はそれぞれ漢の高祖劉邦の功臣で列侯に封ぜられた許蓋・薛歐・殿不職の子孫であり、また趙周・石慶・公孫賀は吏二千石の子弟、田千秋は關東の大族の出である。また王商は外戚、平晏は丞相平當の子である。これからもわかるようにに彼らはいずれも貴戚か高官の子弟、ないし豪族の出であった。後漢の例ではあるが、劉焉は「以宗室爲郎中」(後漢書卷九五)とあり、また梁商は「以外戚補郎中」(後漢書卷五四)とある。したがって起家の方法が不明とはいふものの、彼らの多くは任子によるほか、宗室、外戚という身分からくる特別な登用をうけたものと考えてさしつかえないだろう。

以上、表Iの科目についてその概略を説明してきた。このうち孝廉から明經までは主として武帝の時から始められた、いわゆる選舉とよばれるものであり、徵召・辟召はそれに準ずるもの、遷轉以下は舊來からあったもの若しくは入賢のように舊來の富賢から發展したものと、大ざっぱにいつてこの三つのグループに分けることができる。これを見るに、全體として舊來の科目出身者(五名)に對して武帝以後の創設にかかる諸科の出身者(一一名)の方が壓倒的に多く、しかも前者が時代がさがると共に減少していくのに對して、後者は増加して來てることが注目されよう。綜じて前漢時代、選舉とよばれるものは活潑に行われたことを知ることができる。中でも、かつて董仲舒によつて批判された世襲的ないし特權的登用法である任子、及び富賢の變化した入賢によるものは宣帝の時の丞相韋賢の子の韋玄成と、豪族出身の黃霸の二人を數えるだけで、この中に登用科目の不明な者を加えても、武帝の一時期を過ぎるとその數が非常に少なくなることが注目される。しかし少いというだけで全くなくなつたわけではない。いま假りに丞相の枠を三公までひろげて任子の例をみると、張安世(漢書卷五九)、杜延年(同六〇)、陳咸(同六六)、霍光(同六八)、于永(同七二)、王崇(同七二)、董賢(同九三)らの名をあげることができる。しかも任子一人という規定も實際には規定どおりには行われなかつたようで、元帝の時の將軍馮奉世の場合は任子三人(漢書卷七九)、成帝の時の將軍史丹においては實に任子九人(同八一)という例もあつた。宣帝の時の王吉の任子令を廢止せよとの上奏は、まさに現實の任子の盛行を物語るものである。しかしそれにもかかわらず武帝から昭帝以後、射策甲科の四名を筆頭に丞相のほとんど

が選舉の適用をうけていることは、官吏登用法という點に限ってみても、選舉とよばれるものが從來の任子に代表される世襲的特權的な官吏登用を是正もしくはチェックするものとして働いたことは否定できない。だがそれを確かめるためには、改めて彼らの出自を検討する必要がある。

いま表Iのうち孝廉から辟召までをいちおう選舉として一括し、彼ら15名の出自を見てみると、魏相と平當がいわゆる徙陵の名家ないしは豪族、韋賢は楚王の太傅の子孫、孔光は孔子の子孫でともに名家の出に屬し、于定國と翟方進は郡吏の子弟であるほかは公孫弘・蔡儀・匡衡の三人がいずれも家貧しとあるだけで他は全て不明である。しかしながらここで一つ注意すべきことがある。それは趙翼も『廿二史劄記』の中で指摘するように、<sup>(6)</sup>彼らの多くが郡縣吏の出身であった點である。中央官廳の屬吏もこの中に含めると、察廉の薛宣・朱博・平當の三人は當然としても、他に茂才の于定國、射策甲科の翟方進、賢良に擧げられた公孫弘に魏相、徵召されて博士となつた張禹らはいずれも郡縣吏の出身であり、彼らによつて實に被選舉者の過半数が占められている。當時の郡や縣の吏の採用は原則として太守や縣令の獨自の裁量にまかされていた。これは官吏の本籍回避の制により太守や縣令など地方長官が他郡縣の出身であるがために、政務を遂行するに當つては事情に明るい土地の人の力を仰がねばならなかつたからである。しかしその場合に誰でも吏になり得たかという点、そうではない。かつて韓信が若いころ、貧しくかつ見るべき善行もなかつたために「推擇されて」吏となることができなかつたという有名な話がある(史記卷九二)。これによればある程度の財産もあり品行もおさまり、その土地で人望のある者が推薦され選ばれていたことを知る。財産があるということは、衣食足りて禮節を知るからである。しかし吏となる資格はそれだけで十分ではなかつた。郡縣の屬吏の多くは書記である。漢代にいわゆる文書行政ないしは帳簿行政がいかに發達していたかは、近年の居延漢簡の諸研究によつて明らかにされたところであり、書記の占める比重は大きかつた。となると、少くとも讀み書き算盤のことができることが資格として要求されてくる。『漢書』王尊傳に王尊が「史書」を能くし、年十三で獄の小吏となり太守府に給事したことが見えており、また同書藝文志には蕭何の法として太史が學童に試験し、九千字以上をそらんじ書いたものを史とする<sup>(7)</sup>とある。「史書」とは

周の宣王の太史史籀の作ったといわれる文字（大篆）の書一五篇で、兒童に文字を教えるための教科書でもあった。藝文志の記載によれば、およそ九千字の文字を識っていることが吏となる資格とされていたようである。このように財産があり人望があり、かつ読み書き算盤のできることが吏となる最低の資格となると、これは誰でもというわけにはいかず、ある程度の枠がはめられることにはなるが、恐らく本来の郡縣の吏とは、このような条件を満しておれば十分であったと思われる。ところが武帝にいたり、博士弟子員の科の創設によってその資格に大きな變化を生じた。すなわち儒學の習得が官吏になるための主要な条件となつて來たことである。それは現實には地方で學問を好む者を博士弟子として推舉することと同時に、射策甲科以外の乙科・丙科の出身も含めて太學および京師で學んだ者が郷里に歸つて仕官するという形をとることによつて、いつそう促進されることになつた。たとえば

梅福。少學長安。明尙書・穀梁春秋。爲郡文學（漢書卷六七）

張禹。至長安學。……舉爲郡文學（同八一）

とあるのがそれである。その結果は、いわゆる「好學明經」ということが從來の資格にもまして、郡縣吏となる主要な資格となつたのである。

鮑宣。好學明經、爲縣鄉嗇夫（漢書卷七一）

龔勝。少好學明經。爲郡吏（同右）

王吉。少時學明經。爲郡吏（同右）

こうみてくると、博士弟子員に推舉される者も含めて郡縣吏となる民の階層というものを想定することができる。それは中には魏相とか平當のように名家、豪族の出の者もあったが、しかし匡衡の場合、父の代までは農夫であつたが衡になつて學問を志し、家が貧しいために日傭いして學資をかせぎながら勉強したという逸話に端的にみられるように、貧しい庶民でも儒學の教養を身につけることによつて吏となる機會が與えられたのである。若い時に縣に給事し功曹となつた朱博も貧士貧農の出で

あつたし、また郡吏を父にもつ翟方進も、もとわといえば微賤の出であつたといわれている。こうした人たちが選ばれて郡縣の吏となつたのである。そして彼らが各種の選舉の適用をうけて昇進していく経過は既に述べたとおりである。被選舉者の中に郡縣吏が多かつたことは、選舉權が郡守など直屬の長にあるため、それだけ目に止りやすかつたことも理由の一つである。

以上を総合すると、前漢における選舉は或る特定の者に片よることなく、庶民も含めた巾ひろい階層の者を對象に行われ、しかも武帝期を過ぎて時代が降るとともに新しい選舉の適用をうけた者の中から多數の丞相を輩出した。このことは、一方では任子法などの盛行に伴う官僚層の固定化への傾斜の中にあつて、選舉の意圖する目的をかなり達成し、官界に新風と人材を送るにあづかつて力があつたとみることができぬ。

ところで前漢の選舉でいま一つ注意しなければならないことがある。それは表Ⅰを見ても明らかのように、博士弟子員の科と並んで漢代選舉の双壁ともいべき孝廉科の選舉によつて一名の丞相も出ていないことである。では前漢に孝廉の選舉が實施されなかつたかといへば、決してそうではない。既に説明したように孝廉科は武帝の元光元年にはじめて設けられた。しかし當初はあまり忠實に實行されなかつたらしく、六年後の元朔元年には詔を下して郡國守相の怠慢を戒めるとともに不舉者の罪を定め、「不舉孝」は不敬罪、「不察廉」は免官とされた。いずれにしろ首を覺悟しなければならなかつたことは確かである。このような厳しい罰則が規定されたからには、孝廉の選舉はこの時以前はともかくとしても以後はいちおう忠實に勵行されたものと考えてよいだろう。事實、『漢書』列傳の中から孝廉に擧げられた者を拾ひ出すと武・昭時代には王吉(漢書卷七二)、路溫舒(同五一)、王駿(同七二)、宣・元時代には蓋寬饒(同七七)、孟喜(同八八)、龔勝(同七二)、京房(同八八)、馮譚(同七九)、馮遂(同七九)、師丹(同八六)、成帝時代には杜鄴(同八八)、劉輔(同七八)、鮑宣(同七二)の13人を數えることができる。このうち三公まで昇進したのは王駿(御史大夫)と師丹(大司空)の僅か二人で、丞相まで達した者は一人もなかつた。これに對して察廉によるものは丞相だけでも三名、博士弟子員の射策甲科出身者は實に四名の多きにのぼっている。前漢時代、毎年郡國から假りに孝廉一名を推擧したとするならば、全國で一年におよそ一〇〇人にのぼる郎が誕生することになる。博士弟子員で射策甲

科は年に四〇人であるから、一〇〇人といえはその二・五倍の人数である。このように數字の上では多數を占めながら、しかも孝廉科が榮達の途につながらなかつたことは、いったい何を意味するであろうか。従來は特に元朔元年の詔勅發布の事情などからして、孝廉の選舉は前漢ではまだ法制的に完備しておらず、そのために選舉として定着していなかつたとか、また孝廉の選舉は稀にしか行われなかつたと考えられてきた。恐らく法制的に十分完備していなかつたことは事實であろう。しかし、そのこと以前により根本的な問題がひそんでいた。それはいわば期待される官僚像につながる問題である。これを解く一つの手がかりとして『漢書』薛宣傳に次のような話がある。<sup>(18)</sup>

薛宣が左馮翊に就任したときのことである。治下の頻陽縣は北は上郡・西河郡など數郡と境を接して盗賊が多く、難治の地方であつた。ところがその縣令の薛恭は孝に擧げられて官となり、功次により遷轉して縣令となつた人物で、いまだかつて民を治めたことがなく、その職に不慣れであつた。一方、同じく治下の粟邑縣は小さいうえに山の中にあり、民の氣風も謹樸で治め易く、しかも縣令の尹賞は郡吏から察廉によつて樓煩縣の長となり、茂材に擧げられて粟邑縣の令へ遷つてきた人物であつた。そこで薛宣はこの二人の任地を交替させたところが、數ヶ月で兩方ともよく治つたという。

この挿話の薛恭は孝に擧げられたいわゆる孝廉の出身である。治民の職に不慣れであつたとあるから、郡縣吏の經驗もなく在野無官の地位から孝廉に擧げられて郎中となり、功次によりいくつかの郎官を順次昇階したのち縣令に轉出したものである。これに對して尹賞は郡吏をふり出しに察廉によつて縣長となり、茂才に擧げられて縣令となつた、いわば實地でたたきあげた生えぬきの官吏であつた。この薛宣傳の挿話は孝廉出身者と、察廉あるいは擧茂才を経た者との間には官吏として能力の差のあつたことを伝えるものである。そのより典型は『漢書』元帝紀にみえる次の有名な挿話である。<sup>(19)</sup>

元帝がまだ太子であつた時のこと、父宣帝に對して「陛下は刑を持すること太だ深し。宜しく儒生を用うべし」と進言したところ、宣帝は血相をかえ、「漢家おのずから制度あり。本霸王の道を以てこれに雜う。奈何ぞ純ら徳教に任じ、周の政を用いんや。且つ俗儒は時宜に達せず、好んで古を是とし今を非とし、人をして名實を眩ましめ、守るところを知らざらしむ。何

ぞ委任するに足らんや」とこたえ、「我が家を亂す者は太子らん」と言つて歎息したという。

われわれはここに漢代、特に前漢において期待された官吏の一つの型を見ることが出来る。すなわち學識はゆたかであつても實際の政治にはくらしい儒者よりも、學識は乏しくても實務に堪能な郡吏出身者いわゆる文吏が、優秀な官吏として期待される傾向にあつたことを知る。選舉にかかる丞相の中に郡吏の出の者が多いことは既に指摘したところである。一般に被選舉者の中に郡縣吏が多かつたのは、選舉者が直屬の長官であるためにそれだけ目に止りやすかつたことは事實である。しかし、それが丞相という最高の官への榮達の途につながるためには、やはり彼らの中に有能とされた官吏の多かつたことを認めなくてはならない。こうした傾向は武帝時代にも見られるが、先の宣帝の挿話からも知られるように、刑名を重んじた宣帝の時期において特に顯著であり、それは同時に宣帝期前後の丞相の中に郡吏出身者が多かつたことも相い表裏している。しかしこれもせいぜい宣帝の頃までのことであつた。宣帝が「我が家を亂す者は太子らん」といみじくも豫言したとおり、元帝に至つて漢は一つの轉換期を迎える。元帝が儒學を好み、傳統的な刑名主義を排して經術主義を政治の基本方針にしたのはその一つのあらわれである。そのため官吏の登用も文吏に代つて明經が重要な資格となり、ついには「士は經術に明らかならざるを病う。經術苟しくも明らかなれば、其れ青紫を取ること俛して地芥を拾うが如きのみ」(漢書卷七五夏侯勝傳)といわれるように、博士弟子員の科の創設以來、明經によつて仕官する風潮はここに至つて決定的となつたのである。<sup>20</sup>

このように見てくると、前漢の官吏はそれぞれに時期的な要請度の相違こそあれ、郡吏出身の文吏と儒生の兩者に大別される。そして現實に彼らを選擧する科目は、前者にあつては察廉であり茂才であり、後者にあつては射策甲科であり、賢良方正であり明經であつた。したがつて德行を資格の規準とする孝廉科の出身者は、官吏としての能力からいつても、また一般的な才能からいつてもあまり問題にされず、ために孝廉の選舉そのものも榮達の途とはならなかつたと見るべきであらう。このことは列傳に名を残した者の中で孝廉に擧げられたと判明する一三人のうち、德行によつて擧げられた者は一名もなく、資格の不明な馮譚と劉輔の兩名を除き、あとは全て經學を修めた者ばかりであることから、逆に推測されることである。前漢にお

いて孝廉科出身者に榮進したものの少いことは、孝廉科が選舉として確立していなかったからではなく、以上のような理由によるものと考ええる。

### 第三章 後漢の選舉と官僚

#### 第一節 後漢官吏の起家と出自

前章において武帝の創設にかかる各種選舉の内容とその實際について述べてきた。そこでは、かつて官界は官吏の子弟や資産家によって占められ、賢者も不肖者も渾殺していずれが能吏であるかわからないと批判されて始った選舉は、なおも任子法の盛行などにより官僚層の固定化への傾斜を示す中であって、かなり活潑に行われ、官吏の有資格者を庶民にひろげると共に新しい有能な人材を官界に送りこむことによって所期の目的を達成していたことを見てきた。では後漢時代においてはどうかであったのか。次に問題として取り上げなければならないのは後漢時代の選舉の實態である。これについては、かつて「後漢の三公にみられる起家と出自について」(東洋史研究二四—三、一九六五)と題する小論の中で既略を述べておいた。ここではなるべく重複を避け、主として前漢との對比において考えることにしたい。

さて前漢の丞相の例にならない、後漢時代、三公の最上位である大尉の官に就任した六四名について、同様に適用された登用法別に示したのが、表Ⅱである。不明が多く必ずしも精確を期しがたいが、登用経路の判明する者についていえば、孝廉が一九名、茂才・明經・有道・徵召が各一名、辟召が八名、任子が三名となっている。後漢においても任子は盛んに行われていたが、この表に關する限り任子は桓焉・黄瓊・黄琬の三人を數えるだけで、起家の判明する者のうちの僅か一割弱にすぎない。これに對して選舉による者は孝廉科をはじめ茂才・明經・有道を含めて二二名と起家の判明する者のうちの七割ちかくを占めており、選舉に準ずる徵召・辟召を加えると、九割強という壓倒的な數字にのぼる。これからしても、後漢時代に選舉がいかに

科目 時代	孝廉	察廉	茂才	射策甲科	賢良方正	明經	有道	徵召	辟召	遷轉	入賞	良家子	任子	不明
光武 2														※吳 趙 漢(四八) 憲(五〇)
明帝 1									※虞 延(六三)					
章帝 5	※鄭 弘(六三)		牟 融(六六)						※鄧 彪(七四)					鮑 宋 昱(六九) 由(六五)
和帝 3	張 禹(七五)					張 酺(七五)								尹 睦(七五)
安帝 8	徐 防(七五)							劉 愷	※楊 震(八四)					李 司馬 馮 劉 脩 苞 英 石(六三) 憲
順帝 7	※王 龔(八二)						施 延		朱 寵(四四)				桓 焉(六七)	劉 趙 光 峻
桓帝 10	※李 趙 杜 劉 陳 固(九三) 廣(七五) 戒 喬(九三) 矩(九三) 蕃(九六)								楊 周 秉(八五) 景(七五)				黃 瓊(九二)	袁 湯(七五)
靈帝 22	※劉 段 橋 陳 劉 寵(九三) 熲(九三) 玄(八一) 球(八八) 虞(九三)								劉 楊 寬(五五) 賜(八五)					聞 郭 李 陳 孟 張 許 鄧 人 襲 禧 咸 耽 鹹 顛 鹹 盛 張 許 張 崔 曹 樊 馬 延 訓 溫 烈 嵩 陵 日 碑
獻帝 6	※皇 朱 楊 甫(九三) 嵩(九三) 儁(九三) 彪(八五)												黃 琬(九二)	周 趙 忠 謙(五五)
64	19	0	1	0	0	1	1	1	8	0	0	0	3	30

表II 後漢太尉の起家一覽 (※印は郡縣吏出身, 漢數字は後漢書列傳の卷數, アラビア數字は人數を示す)

に盛んに行われたか、その一端を窺うことができよう。そして更に注目すべきことは、とりわけ前漢の丞相の中には一例も見られなかった孝廉出身者が一九名と辟召まで含めた被選舉者中の七割ちかくを占め、前漢時代の選舉の主流であった博士弟子員の射策甲科や察廉あるいは賢良方正によるものが逆に一名も見えていないことである。

では後漢に入ると射策甲科・察廉・賢良方正といった諸科がなくなってしまったかといえ、決してそうではない。先ず賢良方正については、前漢時代と同様に日蝕・地震などの災異が起ると詔を降して公卿守相に推舉を命じており、『後漢書』の列傳の中からは、魯丕(後漢書卷五五)、蘇章(同六一)、李法(同七八)、劉瑜(同八七)、皇甫規(同九五)、張禹(同九五)、劉淑(同九七)、李育(同九九)、戴封(同一二)といった人たちの名を拾い出すことができる。また博士弟子員の科は、順帝の時に一時太學生は三萬人にも達するという隆盛とあいまって、たとえば順帝の陽嘉元年(一三三)には

以太學新成。試明經下第者補弟子。增甲乙科員各十人

とあり、また質帝の本初元年(一四六)には

令郡國舉明經。年五十以上七十以下。詣太學。自大將軍至六百石。皆遣子受業。歲滿科試。以高第五人補郎中。次五人太子舍人

とあるように、前漢同様に施行されたことを知る。また察廉についても『續漢書』百官志の劉昭の注に『漢官目録』を引いて建武十二年八月乙未詔書。三公舉茂才各一人。廉吏各二人。光祿歲舉茂才四行各一人。察廉吏三人。中二千石歲察廉吏各一人。廷尉大司農各二人。將兵將軍歲察廉吏各二人

とあるように、後漢においても明らかに實施されたことがわかる。しかし現存の史料でみるかぎり、博士弟子員の射策甲科や察廉の選舉が實際に行われた具體例は極めて稀で、射策甲科については、惠棟の『後漢書補注』卷九に引く陳群の『汝穎士論』に「汝南袁公著爲甲科郎中」とあるのが唯一の實例である。また一方の察廉については、班彪が司徒の掾から「察司徒廉」によって望都縣の長となり(後漢書卷一一〇上)、郭仲奇が將軍の掾から「舉廉」によって比陽縣の長となり(隸釋卷九)、

馮緄が蜀郡廣都長から「察廉吏」によって犍爲郡武陽縣の令となった（隸釋卷七）僅か數例をかぞえるにすぎない。これからしても一般に後漢におけるこの兩科は、選舉科目として前漢時代ほどの意味を持たなくなったとみることができよう。そしてこれらに代つて大きくクロウズアップされたのが、孝廉の選舉であつた。

ところで孝廉の選舉が後漢になって隆盛を極わめた背景には、前漢以來の儒學の發展と普及さらには浸透に伴つて、儒教の定める禮を實踐するのが、士風となつて來たことによる。すなわち儒學を單に學問として或は教養として學ぶだけではなく、そこに規定された各種の禮を身を以て實踐する行爲こそがより重要なものとしてたつとばれるようになり、それが禮教主義を國是とする後漢朝廷の獎勵をうけて發展したものである。顧炎武は『日知錄』卷一三の「兩漢風俗」の中で、この間の事情を次のように表現している。

漢、孝武が六經を表章してより後、師儒盛なりと雖も、而れども大義は未だ明らかならず。故に新莽攝に居りしとき、徳を頌し符を獻ずる者天下に徧ねし。光武此に鑒みる有り。故に節義を尊崇し、名實を敦厲す。舉用する所の者は經明行修の人にあらざるは莫く、而して風俗之が爲に一變<sup>(2)</sup>す

簡にして要を得た言葉の中に、後漢の孝廉選舉の盛んになった原因を見いだすことができる。このような選舉の傾向は、官吏の性格の上にも當然大きな變化をもたらした。それは桓帝の詔に「孝廉・廉吏は皆當に城を典し民を牧し、姦を禁じ善を擧ぐべし。化を興すの本、恒に必ず之に由る」（後漢書卷七）とあるとおりであり、具體的には「政に仁惠あり、民蘇息す」と稱された鄭弘（同六三）、「禮を以て人を治め、徳を以て俗を化」した曹褒（同六五）、「禮讓を以て人を化」した劉矩（同二〇六）、「仁惠を以て吏民に愛」された劉寵（同二〇六）、「禮を以て人に訓え、刑罰に任さず」という秦彭（同二〇六）となつて現われ、彼らはいずれも後漢を代表する官吏とされたものである。

後漢時代の孝廉選舉の種々な法制化は、以上のような孝廉科の重要視と相い關連して行われた。すなわち和帝の時には二〇萬人に一人という定員の人口比例制、また順帝の時には被選舉者を四十歳以上とする限年制とか或は被選舉者には中央におい

て經書の章句もしくは章奏について試験するという課試制などが制定されるに至っている。しかし重要なことは、このような孝廉の選舉の重視に伴って、從來施行されていた各種の選舉が孝廉科の中に吸収されてきたことである。換言するならば、孝廉という名の下に從來の各種の選舉を包括するようになってきたことである。このような孝廉科の性格を端的に示すものとして次のような記載がある。すなわち『續漢書』百官志の太尉の條の劉昭注に引く應劭の『漢官儀』に

世祖詔すらく、方今の選舉は賢佞朱紫を錯用す。丞相の故事に四科もて士を取る。一は「德行高妙、志節清白」を曰う。

二は「學通行修、經中博士」を曰う。三は「明達法令、足以決疑、能案章覆問、文中御史」を曰う。四は「剛毅多略、遭事不惑、明足以決、才任三輔令」を曰う。皆孝悌廉正の行あり。今より以後は四科を察して辟召し、及び刺史二千石にして茂才・尤異・孝廉の吏を察するには務めて實覈を盡し、英俊賢行、廉潔平端なるものを選択せよ云云<sup>22</sup>

とある。ここにいう丞相の故事とは前漢時代、恐らくは武帝ないし宣帝ごろのことと思われるが、丞相が掾屬を辟召する時に、四科すなわち四つの資格を設けて選抜していたことを指す。ところでこの四つの資格であるが、今これを個々の選舉科目に對應させてみれば、第一の「德行高妙、志節清白」には、孝廉や廉吏のほか賢良方正・有道・直言といった諸科があてはまるであろう。第二の「學通行修、經中博士」には、明經・博士・茂才の諸科があてはまるであろう。第三の「明達法令、足以決疑、能案章覆問、文中御史」といえば明法・茂才、第四の「剛毅多略、遭事不惑、明足以決、才任三輔令」といえば治劇・案劇の諸科が相當するであろう。すなわち四科といわれる四つの基準からおしていけば單に辟召の時の基準というに止まらず、漢代の選舉とよばれるものは、ほとんどこの中に含まれてしまうことになる。そして更に注目すべきことは、世祖の詔にこの四科を綜合して「みな孝悌廉公の行あり」とし、いわゆる孝廉の名のもとに包括していることである。すなわちここで孝廉というものは、賢良方正、茂才などと同列に並ぶ選舉の一科目としてではなく、むしろ賢良方正、茂才といった諸科を包括するものとして設定されており、諸科に對する孝廉科の優位が明確に示されている。事實このことは、孝廉に察舉された個々の具體例からも檢證することができる。先ず孝廉が何にもまして德行を重んずるものであるから、巨孝とか大孝と稱された江革(後漢書

卷六九)や姜詩(同一一四)、至孝の譽たかい韋彪(同五六)や朱穆(同七三)、或は禮讓を以て郷里を化した蔡衍(同九七)、施を好み窮民を賑濟した馮緄(同六八)や劉翊(同一一)などはその典型といふべきものである。しかし「以明經舉孝廉」の劉寵(同一〇六)のほか、「好經學、博通書傳、以尙書教授、舉孝廉」の寒朗(同七二)、「少傳家學、舉孝廉」の楊彪(同七四)、「少遊京師、以文章博通稱、舉孝廉」の崔琦(同一〇上)、「少遊太學、習京氏易・韓詩・顏氏春秋、尤好災異星占、後歸郷里教授、舉孝廉」の唐檀(同一二下)、「少爲諸生、舉孝廉」の杜喬(同九三)は明經に分類されるであろうし、「少清直、有學行、舉孝廉」の羊涉(同九七)はさしずめ賢良、「好律令、舉孝廉」の陳球(同八六)ならば明法、「性嚴厲、好申韓之學、舉孝廉」の陽球(同一〇七)や「少有才略、舉孝廉」の鄭太(同一〇〇)らは治劇の對象となるものである。また勞幹氏の研究によっても、後漢時代に孝廉に察舉されたと判明する者のうち、德行ある處士は全體の二割にも満たず、多くは儒生もしくは郡吏によって占められている<sup>(23)</sup>。このように實際に孝廉に舉げられた者を見ても、選舉の基準は單に孝・廉といった德行だけではなく、明經其の他が多く含まれていることは、まさに以上にのべた後漢の孝廉科の性格を裏書きするものである。

後漢になると選舉はすべて孝廉科一色にぬつぶされたかの觀を呈し、前漢に盛んに行われた各種の選舉はしだいに影をひそめてしまう。これは前漢以來の各種の選舉が廢絶されたためではなく、後漢に入って孝廉が重視されたことにより、それが孝廉科の中に吸収されていったことにもとづいている。換言するならば、後漢における孝廉科の盛行の原因は、禮教を尊重する國家や社會の風潮にともない、孝廉の名のもとにあらゆる選舉を包括し、かつそれに優先するものであったからに外ならない。後漢時代に選舉が盛んに行われたことは以上のとおりであるが、ではいったいどのような人たちが選舉されたものであろうか。先に孝廉に察舉された者は儒生かもしくは郡吏出身者が多かったことを指摘した。この場合儒生とは京師の太學で學んだ者の外、前漢末より盛んとなる地方の私塾の師や門徒・門生などが含まれる。また郡吏の中には

魏應。建武初。詣博士受業。習魯詩。後歸爲郡吏。舉明經(後漢書卷一〇九下)

楊仁。建武中。詣師學習韓詩。數年歸。靜居教授。仕郡爲功曹。舉孝廉(同一〇九下)

袁安。祖父良習孟氏易。安少傳良學。爲人嚴重有威。見敬於州里。初爲縣功曹。後舉孝廉（後漢書卷七五）

のように儒生から仕えた者が多く、これからすると、一般的に言つて經學を習得すること明經なることが官吏となる最大の條件となつた前漢以來の傾向が、一段と確立していったことを見る事ができる。

ではこれら後漢時代に選舉された人たちは、どんな社會階層の出身であつたか。今、その具體例を後漢の太尉について見てみると、第一に注目されることは官吏、それも高官の子弟ないしは子孫の多いことである。すなわち太守を祖父に縣令を父にもつ張禹、司徒李郃の子の李固、父は交趾都尉の胡廣、累祖吏二千石といわれる杜喬、司徒劉光の甥に當る劉矩、祖は河東太守の陳蕃、太守を父にもつ橋玄・陳球・皇甫嵩、太尉楊賜の子の楊彪らがあり、これに西域都護の從孫にあたる鄭弘と段熲を加わえると、一二名を數え、表Ⅱの孝廉科から有道科までの被選舉者二三名中の過半数に達する。次に多いのは儒生で、大夏侯尙書を以て教授し門徒數百人といわれた牟融、祖父より尙書をならい聚徒百人の張輔、祖父以來易を以て家學とする徐防、博學經明で門徒に講授した趙戒ら四人を數えることができる。其の外に劉寵は齊悼惠王の後裔、劉眞は東海恭王の後裔といずれも宗室の出であり、また王龔は山陽の豪族の出である。これを見てもわかるように、後漢太尉の場合、實に被選舉者の大半は吏二千石以上の子弟か子孫、或は宗室や豪族によつて占められ、貧士の出と推測されるのは施延と朱儁の僅か二人にしか過ぎない。このような傾向は選舉に準ずる辟召の場合についてもいえることで、虞延と朱寵が不明のほかは、鄧彪と周景は吏二千石の子弟、楊震は丞相を祖にもつ名門の出であり、楊秉・劉寛・楊賜の三人はいずれも三公の子といった具合である。このことは一面では高官の子弟とか或は政治的社會的な有力者に再び選舉が集中して來たことを物語るものであり、また一面ではそのような人たちのみが榮達の機會に恵まれたことを推測させるものである。前者に關していえば、特に二千石以上の高官の子弟の多いことは、選舉と任子との間にほとんど區別がなくなつたことを示すものである。とすれば今、表Ⅱで不明の項に分類した者のうち二千石以上の高官の子弟および子孫を拾い出すと鮑昱・宋由・馮石・趙峻・袁湯・張顥・許穢・張延・許訓・崔烈・馬日磾・周忠・趙謙ら一三名あるが、彼らの中には任子による外、選舉された者が相當數含まれていたとみる事がで

きる。また前漢の丞相の場合と比較して後漢の大尉の場合には郡縣吏出身者が少いことも、むしろ選舉の任子化的傾向ということから説明されるであろう。

前漢の選舉は、官僚層の固定化への方向におしすすめる任子法の盛行する中であつて、なお庶人を吸いあげる一種のポンプ役を果し、その固定化を防いだ點に效用と意義を認めることができた。しかし後漢になると、選舉はむしろ任子法化して兩者の間にほとんど區別がつかなくなり、庶民の進出は大巾に制約されて再び官僚層の固定化を促すようになったことを、ここに認めなくてはならぬ。その主たる原因はどこにあつたかといへば、孝廉の選舉制の中に求めることができる。その第一は孝廉が他薦制であることによる。すなわち孝廉は郡國守相の推薦によるため、推薦する側にあつて人物を選ぶ基準とするのは、郷黨の聲望であつた。そのために聲望を高めようとして多くの不正が行われたことは枚擧にいとまない。<sup>(24)</sup>『周禮』地官郷大夫の鄭注に、後漢時代に孝廉や茂才を選び、郷飲酒の禮を行うとあり、また『後漢書』邗惲傳によると、汝南地方の慣習で十月に郡の役所で宴會がひらかれ、百里以内の縣の者が牛酒を運んで酒盛りをするという。<sup>(25)</sup>ここで縣というのは所轄の縣の官や屬吏だけではなくもっと廣い士人層を指すものと思われるが、恐らくこのような機會を利用して人物の評判を聞き、又目で本人を確かめることによつて孝廉とか茂才が選ばれたものであろう。しかも優秀な人物を推舉することは、地方長官としての政績にもかかわることであつた。たとえば胡廣傳に南郡太守法雄が人物をよく觀るわが子の意見にしたがつて胡廣を推舉したところ、廣の成績拔群なるによつて特に勞來された話や、またその胡廣が濟陰太守となつたときに選舉不實で免官された話のついで<sup>(26)</sup>。このように一口に推薦といつても、實際はなかなか容易なことではなかつたらしい。その點、官僚とか豪族は地方郷黨における發言力とも相いまって本來的に評價が與えられており、彼らが官僚の子弟であり豪族であるということだけで、それなりの聲望を具備しているものであつた。したがつて彼らが多く選舉の對象となるのは自然の成りゆきであつた。

原因の第二は選舉權が郡の太守にあつたことである。すなわち彼ら郡の太守は中央から命を受けて派遣されたものであるから、選舉に際しては中央の有力者の干渉や請託を免れず、他方地方長官として郡の治安を維持し政務を遂行するためには、地

方の有力者の協力を仰がねばならず、いきおい彼らの請託も無視できないことになる。このように中央と地方との兩者の間にはさまれた郡の太守の地位たるや甚だ不安定なものであり、かかる不安定な太守に選舉權がゆだねられた、というよりもむしろ義務づけられていたところに問題があった。そのため彼らは保身のためにも高官の子弟や豪族を選ぶことになり、やがてはそうすることがかえって無難な策と考えられるに至ったものである。これはまた郡縣の屬吏を辟召する場合にも通じることである。

主として以上の二つが原因となつて後漢の選舉が特定の階層の者に集中し、しだいに固定化していったものと考ええる。そしてこのような固定化とともに、更に後漢の官界への庶民の進出を困難にしたのは、孝廉の選舉そのものが榮達のための十分條件たり得なくなつたことである。これは漢代郎官の特異な性格から發して辟召にもつながる問題である。

## 第二節 孝廉と辟召

孝廉の選舉が官位昇進のための十分條件たり得なくなつたとは、どういうことか。それは孝廉に擧げられても應ぜずして他の登用をうけたり、または應じてのちに官を去つたり免官されたりして改めて別の登用をうけたり、あるいは更に連續して他の登用をうけるなど、複雑な登用の過程を経るようになる結果、孝廉のみで高官たとえば三公にいたることがほとんど不可能に近くなつたことをいう。今、具體的に後漢の太尉のうち孝廉に擧げられた一九名について見てみると、先ず(一)孝廉に應じなかつたいわゆる不就・不應の例としては、孝廉に擧げられても就かず大將軍梁商の辟召に應じた李固と、同じく孝廉に應ぜず徵召に應じた楊彪の二人がある。ついで(二)孝廉に應じたのちに官を去つたいわゆる去官・棄官の例としては、劉矩・陳蕃・劉寵・橋玄・劉虞・皇甫嵩の六人があり、このうち劉矩は改めて辟召され、陳蕃と劉虞と皇甫嵩は徵召されている。また(三)免官のケースとしては、孝廉に擧げられて就官したのち罪によつて免官され、改めて徵召された龐參と段熲の二人がある。最後の(四)連續の場合とは、先ず孝廉に擧げられ、引き続き司徒府に辟召された杜喬と陳球がそれである。

このうち(一)および(二)の不就と去官は、いわゆる反體制の行動であり、中央集權的專制國家のもとにあっては本來許容されるべきものではなかったはずである。しかも不就についていえば、右の例はいずれも孝廉の選舉ばかりであるが、これが命令的意志を含む三公の辟召においても、更には天子の徵召の場合においてさえも、それに應じないという例がしばしば見られる。徵・辟いずれにも應ぜず、徵君と呼ばれた黃憲や姜肱(ともに後漢書卷八三)らはその典型である。このような行爲は、まさに天子ひいては國家の權威を否定する何ものでもなかったはずである。『後漢書』周黨傳に次のような話がある。<sup>(28)</sup> 太原の周黨は建武中に徵されて議郎となったが、病のために官を辭した。妻子とともに甕池で暮していたところ、またまた徵召をこうむった。黨はやむを得ずして參内し、光武帝が引見すると、平伏したままで挨拶も申さず、ただ仕官の辭退を願ひあげた。そこで帝もついに願ひの儀を許した。これを見た博士の范升が、周黨は虛名を盗み高位を求めめる者だと非難し、大不敬の罪で罰すべきであると上奏すると、帝はその上奏文を公卿に示し、詔を下して「古來、聖王の世には臣として仕えない士があった。伯夷や齊は周の粟を口にしなかったし、今また太原の周黨は朕の祿を受けようとしない。これもそれぞれに志があつたのである。黨に帛四十匹を下賜せよ」と命じたという。ここでは光武帝は聖王に、徵召を拒絶した周黨は伯夷叔齊にたとえられ、周黨の態度を許容し、かつ恩恵を加えることによつて聖王たる光武帝の徳を高めていることをうかがうことができる。すなわち專制君主たる皇帝の權威を傷つけることなく、かえつて徳を加えることによつて皇帝の權威を高めているのであつて、これこそまさに禮教主義のみごとな實踐にほかならない。

同様なことは去官、棄官の場合についてもいえることである。元來、官吏がその官職をしりぞくときは「事に坐して免官」とか「病を以て職を去る」の二つのケースしかなく、その他の事由による勝手な辭職は許されなかつた。後漢時代の去官・棄官の多くは父母の喪に服するためであつた。先の(二)の太尉の去官についてみても、皇甫嵩が單に喪とあるほか、劉矩・陳蕃・劉寵らは母憂で官を去つてゐる。趙翼も『廿二史劄記』の中で「兩漢の喪服に定制なし」と指摘するように、漢代の喪服にはこれといった定制はなかつた。しかし後漢に入つて儒教の普及と浸透に伴い、禮の規定に従つて親の喪に服することが盛んに

なると、この喪に服することが孝の第一義となり、それがまた選舉における重要な資格となるに及んで、ますますこの風潮に拍車をかけることになった。江巨孝と異名をとった江革が母の喪に服し、三年の服が終っても除くにしのびず、ために郡守が丞掾を派遣して服を除かせ、やがて孝廉に擧げられた話はその典型である。このような喪服の一般的盛行の中で、禮を重んじ孝道を尙ぶ後漢朝廷としては官吏についても結局は黙認せざるを得なかったために、官吏が職を棄てて喪にはしることが頻繁に行われるようになったのである。これまた禮教主義を看板とする後漢王朝の一つの特徴ではある。

以上にあげた(一)不就、(二)去官、(三)免官、(四)連續の四つのケースはそれぞれに事情の相違はあるが、これらは改めて孝廉以外の別の登用をうけるか、あるいは孝廉に加わえて更に別の登用をうけるものであり、いずれも孝廉だけで三公の地位に達したものでないところが共通している。そして後漢太尉のうち、これらの諸ケースに該当する者は先ず順帝期の龐參にはじまり、桓帝期の李固・杜喬・劉矩・陳蕃、靈帝期の劉寵・段熲・橋玄・陳球・劉虞、獻帝期の皇甫嵩・楊彪と、後漢の後半期に集中していることは注目される。このことは後漢も中期を過ぎると孝廉だけではもはや高官にいたる絶對的な條件とはならず、孝廉に代る別の登用法、すなわち辟召とか徵召を経なければならなくなったことを物語るものである。それはまた表IIにおいて辟召が盛んになる時期とも一致している。

ところで、このような後漢中期以後の現象は孝廉の選舉とともに漢代郎官の制度とも密接な関係があった。既に述べたように孝廉の選舉は二百石の關門をこえて郎官に登用する、いわば勅任官への登龍門として重きをなしたものであった。漢代の郎官は比六百石の議郎・中郎と比四百石の侍郎、比三百石の郎中の四段階に分けられるが、それにはいずれも定員がなく、また儀郎を除き他は宮殿の宿衛と車騎として出充するほかは特にこれといった役職もなく、この期間に材能を試みられる官吏候補生といった性格のものであった。彼らが六百石以上の中央官および地方官に任ぜられるには、(一)功次により下級の郎から上級の郎へと昇進して轉任する場合と、(二)光祿勳の茂才とか四行(敦厚・質朴・遜讓・節儉)に擧げられ拔擢されてなる場合とがあり、後者について資格は「高功久次、才德尤異」とあり、人數も建武一二年の詔には歲ごとに各一人と定められていた。し

たがって拔擢の門は非常に狭く、いずれにしても郎が材能を試みられる期間はかなりの歳月にわたったことが想像される。『後漢書』樊儵傳に子の梵のことを述べて「郎と爲りて二十餘年、三署其の重愼に服す」とみえている。明帝から章帝期にかけての話である。しかも郎官の無定員制から、孝廉科だけで年間およそ二〇〇名（二〇萬人に一人）といわれる郎をはじめ、そのほかに賢良方正・明經・有道・直言といった選舉や、任子などによって補任される郎を加えると毎年誕生する郎はかなりの數にのぼったと考えられる。『後漢書』楊秉傳には桓帝の頃のこと「三署の見郎七百餘人」といい、陳蕃傳には「三署の郎吏二千人」とある。恐らく後漢も中期を過ぎると、積り積り千人から時には數千人にのぼる郎が待機していたらしい。そのため今度は多數の郎の中からいかにして昇進の途をひらくかが深刻な問題となつて露呈されてくるのである。二百石の勅任官待遇をうけるのが官僚出世街道の第一の關門とすれば、これはいわば第二の關門とでもいふべきものであつた。そこで大きく浮び上ってくるのが辟召であり、辟召の特殊例としての徵召であつた。

前章において述べたように、辟召されて太傅・大將軍・三公など、いわゆる公府の掾屬となれば、掾で比四百石から比三百石、屬でも比二百石と勅任官なみの待遇であつた。そのため『續漢書』百官志に「漢初、掾史の辟には皆上言す。故に秩有りて命士に比するなり」とあるように、公府の掾屬を辟召するにはいちいち上言を要したものである。したがって大將軍霍光が「ほしのままに幕府の校尉の數を益して選任している」として彈劾され、また司空劉援や太尉桓焉のように「辟召其の人に非ず」として罷免されることもあつた。しかし霍光の場合は不問に付され、また「辟召其の人に非ず」というのも陳蕃のように罷免の口實に使われる場合もあり、必ずしも嚴密なものではなかつたらしい。上言するといつても、恐らくは事後報告の形式的なものであり、辟召はほとんど召者の自由裁量にまかされ、掾屬の定數の枠の中では、何の掣肘も受けることなく、自己の意のままに擧用することができるものであつた。一方、辟召されて公府の掾屬となればどうかといえ、その段階で既に勅任官待遇である上に、辟召者たる太傅・大將軍・三公にはそれぞれ茂才・廉吏・高第などの選舉權が與えられていたため、掾屬は相對的に少い人數の中から非常に有利な條件で昇進する機會に恵まれていたといふことができる。若干の例をあげてみよ

う。

楊震。年五十。乃始仕州郡。大將軍鄧騭聞其賢而辟之。舉茂才。四遷荊州刺史。東萊太守（後漢書卷八四）

衛颯。建武二年。辟大司徒鄧禹府。舉能案劇。除侍御史。襄城令。政有名迹。遷桂陽太守（同一〇六）

种嵩。舉孝廉。辟太尉府。舉高第。順帝末爲侍御史。出爲益州刺史。遷漢陽太守（同八六）

魯恭。太傅趙熹聞而辟之。舉恭直言。待詔公車。拜中牟令（同五五）

繆彤。辟公府。舉尤異。遷中牟令（同一一）

これからしても茂才・能案劇・高第・直言・尤異といった選舉權があつたことが知られよう。そしてたとえば

魏霸。建初中舉孝廉。八遷。和帝時。爲鉅鹿太守（後漢書卷五五）

鄧彪。仕州郡。辟公府。五遷桂陽太守。永平十七年。徵入太僕（同七四）

とあつて、後漢も前期に屬する明帝章帝期においてさえも、舉孝廉と辟召とでは太守に至るまでに既に三遷のひらきがあり、辟召の有利なことが知られる。そして、章帝期以後になると、辟召された者の一般的な出世コースは先の种嵩の場合で、辟召↓舉高第↓侍御史↓刺史↓太守のコースがほぼ確立していったと思われる。同類は列傳の中では何敞（後漢書卷七三）、李恂（同八一）、羊涉（同九七）、朱穆（同七三）、張綱（同八六）、陳球（同八六）、李膺（同九七）、桓典（同六七）、趙咨（同六九）、陳翔（同九七）、陽球（同一〇七）、徐璆（同七八）、王允（同九六）等に見ることができる。この例でいえば、辟召されて公府の掾屬になつてから僅か三遷で太守になることになり、その昇進のいかに早かつたかがわかる。そして辟召が何にもまして有利な登用法であつたのは、被辟召者は終身故吏としてその將來までも保證されていたことにあり、その點、孝廉が原則として郎官までの選舉であつたのと大いに相違するところである。

そもそも辟召というのは、公府の掾屬に優秀な人材を集めるためのものであつた。崔寔の『政論』に

三公は天子の股肱、掾屬は則ち三公の喉舌なり。天子は當に己を恭しくして三公に南面し、三公もまた策を掾屬に委ねて

以て天子に答う<sup>(33)</sup>

とあるように、掾屬の地位と職は非常に高くかつ重いものであった。宰府の辟召は士の高選といわれ、非常な名譽とされたゆえんである。しかも彼らは一生を掾屬で終るのではなく、既に見てきたように功次のほか各種の選舉によって中央や地方の官となつて轉出していくため、世に人材を送る一種のバイパスとしての役目を果していたのである。

後漢の辟召の盛行は、孝廉などの選舉の行きづまり——具體的には選舉の任子化的傾向による固定化と不正による腐敗——と、それに伴つて人材を發掘するすぐれた方法とはならなくなつていったこと、また郎官の無定員制のために昇進の十分條件たり得なくなつてきたことなどが因となり、人材を推舉する別の方法として、またそれは異例の出世の早さとも相いまつて、大きく表面に現われ出たことによる。王龔傳に「其の辟命する所は皆海内の長者」(後漢書卷八六)といい、劉矩傳に「辟召する所は皆名儒宿德」(同二〇六)といい、また順帝の外戚ではあるが大將軍梁商の辟召のことを述べて

商自ら戚屬を以て大位に居るも、毎に謙柔を存し、己を虚しくして賢を進め、漢陽の巨覽・上黨の陳龜を辟して掾屬となし、李固・周舉を從事中郎と爲す。是において京師翕然として稱して良輔と爲し、帝これに委重す<sup>(34)</sup>

とあり、一方應ずる側でも

時に梁冀貴盛なり、其の徵命を被りし者、敢て應ぜざるはなし<sup>(35)</sup>

とあるのは、その間の事情を物語るものである。そしていづれも順帝のころであるが

張綱。舉孝廉。不就。司徒辟高第。爲御史(後漢書卷八六)

王暢。初舉孝廉。辭病不就。大將軍梁商特辟。舉茂才。四遷尙書令(同右)

のように孝廉を辭して辟召に應じることが一つの風潮となつて現われてくるのである。

しかし重要なことは、辟召がほとんど召者の自由裁量にまかされており、召者の意志によつてどのようになしえたという點である。それは先の王龔らが名儒・宿德・長者・賢者を辟召したとはまさに正反對の現象も當然起りうることであった。

安帝の時、太尉楊震の上疏の中に侍中周廣や中常侍樊豐らのことを述べて

周廣・謝暉の兄弟、……樊豐・王永らと威を分かち權を共にし、州郡に屬託し、大臣を傾動し、宰司辟召して旨意に承望す。海内貪汙の人を招來し、其貨賂を受く。臧錮棄世の徒にして、復た顯用を得ること有るに至る<sup>(36)</sup>

と言っているのは、その一例である。そしてついに、梁冀のように大將軍府の高第や茂才の數を増して「官屬は三公に倍す」といわれ、冀が誅殺されると連坐して殺された公卿列校刺史二千石は數十人、免黜された故吏賓客は實に三百餘人にも達し、ために「朝廷空となる」といった事態までひき起したのであった(後漢書卷六四)。これなどは辟召が召者の自由裁量にまかされ、召者の意志でどうしてもし得るといえば辟召の盲點について起きた現象であり、それだけにまた悪用もされやすかったことがわかる。こうした梁冀の例からも知られるように、後漢も後半期に入り、外戚および宦官が進出して來るようになると、彼らは辟召を利用して政界の勢力の伸長をはかったために、辟召は本來の使命とか機能を全く失って専ら勢力擴大のための方便と化し、これに對抗して士人官僚層もまた辟召によって團結を固め、ついに後漢末の大黨争へと發展していったのである。

ともあれ後漢も中期を過ぎると、孝廉に代って辟召が官吏登用の中心となってきた。しかしこのことから直ちに孝廉の選舉が官吏登用法の中でその價値を失い、無用のものとなったというのではない。なぜならば、辟召において、孝廉に擧げられたということが一つの有利な資格となったからである。すなわち世祖の詔に引く丞相の故事にも見られるように、辟召には四科とよばれる四つの資格規程が定められていたが、實際にはあまり嚴守されず、「その賢なるを聞きて辟す」(後漢書卷八四楊震傳)とか「その名を聞きて辟す」(同八一陳禪傳)とあるように、孝廉の場合と同様専ら聲望がその標準となったため、孝廉に擧げられたということが既に有利な資格であった。したがって孝廉の選舉が官位榮達の十分条件とはならなくなっても、必要條件としての價値はあったのであって、いわば孝廉によって仕官のきつかけを作り、辟召によって昇進するという官僚の出世コースが完成したのである。それはまさに孝廉に擧げられても就かず辟召されてはじめて仕官するという後漢後期の風潮とも相い應

ずるものである。そして被選舉者の特定の階層の者への固定化から、このコースに便乗できる人というものは自然と淘汰され、下は「世仕州郡爲冠蓋」(後漢書卷九六王允傳)「家世衣冠族」(同九七羊涉傳)から「繼世郎吏」(隸釋卷四季翕西狹頌)となり、上は「家世二千石」(後漢書卷一〇三公孫瓚傳)から更には「累世三公」(同七五袁逢傳)というように、官位はしだいに家柄として固定され、ここに官僚貴族を生み門閥社會を形成するに至ったのである。

## むすび

以上、兩漢にわたり選舉と官僚の關係を考えて來た。今、要點を述べれば、漢代の選舉は、武帝の時に至り中央集權的官僚國家の成立にともない、膨大な數の官僚を確保し、有能な官僚を選抜することの必要性から問題となり、その結果、博士弟子員・孝廉・茂才・賢良方正等の諸科が設置された。この漢代選舉制の制定は、文治主義の確立と共に中國史上特筆すべきことである。就中、官吏養成を目的とした博士弟子員の創設により、學問とくに儒學が官吏となる主要な資格となったことは、ひとり漢代にかぎらず以後の中國社會に大きな影響を與えた。

ところで前漢においては、官吏の固定化を促す任子法のなおも盛行する中であつて、博士弟子員の射策甲科をはじめ賢良方正・茂才・廉吏といった各種の特色ある選舉が比較的まんべんなく行われ、廣く庶民の中から人材を吸収するポンプの役目を果していた。内治をうたわれた宣帝の治世は、一つにはこのような選舉の運営のよさに負うところが多かったといえるであろう。しかし反面、儒學の習得が官吏となる資格となった結果、前漢末になると明經の名を得ることによって仕官する傾向が顯著になつて來た。

後漢に入つて選舉は一變した。前漢以來の儒教の普及と浸透にともない、儒教の定める禮を實踐するのが士風となり、朝廷もそれを奨勵したため、德行を重んじる孝廉の科が特に重視され、前漢では選舉科目の一つであつた孝廉が、後漢ではあらゆる

る選舉を包括しかつ優先する、いわば選舉の代名詞となった。後漢における孝廉の選舉の盛行の原因はここにある。ところで孝廉の場合、その選舉の規準となつたのは郷黨の聲望であつた。郷舉里選とよばれるゆえんである。恐らくこれは共同體意識の強い古代都市國家時代の傳統をくむものであろう。そのため、地方郷黨で大きな發言權をもつ官僚を中心とする名家、或は豪族が多く推薦されることになつた。選舉者が政治的に不安定な立場にあつた太守であつたことも、それに拍車をかけた。そして特に豪族が選舉によつて官僚へと昇格することにより、官僚と豪族が一體となつて政治的經濟的社會的力によつて郷黨の世論を支配するに至り、選舉の形骸化がはじまる。加えて漢代郎官の制度的缺陷から、孝廉の選舉はしだいに榮達のための十分條件とはならなくなり、そのため、選ぶ者は人材を確保する方法として、應ずる者はより有利な榮達の途として、前漢以來の辟召が利用されるに至つたのである。但し辟召の場合でも選ぶ標準は聲望によつていたため、孝廉に擧げられたということが既に有利な條件であつた。したがつて官僚の出世コースは、起家からはじまつて昇進の過程にいたるまで全てが家柄として確定しかつ固定され、累世二千石からついに累世三公という官僚貴族の出現を見るに至つたのである。

以上の兩漢の選舉を比較する時、前漢は博士弟子員や廉吏や茂才などに代表されるころのいわば賢才主義であり能力主義であつたのに對し、後漢の場合は孝廉による門閥主義であつたといえる。これが兩者の最大の相違點でもあれば、また特色でもあつた。後漢時代、孝廉科の盛行とともに選舉の不正や不實を責める詔勅が頻發され、ついに順帝の陽嘉元年（冬十一月辛卯）に至り尙書令左雄の發議によつて、被選舉者の年令を制限するとともに孝廉に擧げられた者のうち儒生には經書の章句を文吏には奏案の試験を實施することにした（後漢書卷九）。これは、いわば孝廉の選舉による門閥主義への斜傾を抑えて賢才主義・能力主義への回復をはかろうとするものであつた。この限年・課試の制は、張衡の

初めて孝廉を擧げてより、今にいたるまで二百歳。皆孝行を先にし、行に餘力有りて、始めて文法に及ぶ。辛卯の詔に能く章句奏案を宣ぶるを以て限と爲す。至孝有りと雖も、猶お科に應ぜざるがごとし。此れ本を棄てて末に就くもの……孝廉を選舉するの制に違ふ<sup>(27)</sup>

という主張に代表される胡廣・郭虔・史敞ら多くの反対を押し切って實行されたものであった。しかし効果のあったのは左雄が尙書令の地位に在った僅か十餘年に過ぎなかったという。

禮教主義から脱しきれず、孝廉の選舉の缺陥や形骸化を目のあたりにしながら、しかもそれを至上のものとして固執しつづけなければならなかったところに、漢の特質とまた限界を見ることができるといえる。

註

(1) 漢代の選舉については古くは『通典』や『會要』等の選舉の部に詳しい。近年における主要な研究としては、次のようなものがある。

市村瓚次郎「後漢の儒教經學及び孝廉選舉と士風との關係」(『同支那史研究』所收) 一九三四。

濱口重國「漢代の孝廉と廉吏」史學雜誌五三・七、一九四二。

鎌田重雄「漢代の孝廉について」史學雜誌五五・七、一九四四。

森三樹三郎「漢初の選舉」支那學二二・三・四、一九四六。

勞榦「漢代察舉制度考」中央研究院歷史語言研究所集刊一七、一九四八。

四八。

嚴耕望「秦漢郎吏制度考」中央研究院歷史語言研究所集刊二三上、一九五一。

一九五一。

等がある。また選舉と官僚の關係を論じたものに

江幡眞一郎「西漢の官僚階級——官吏の登用法と、官吏の出自について——」東洋史研究一一・五・六、一九五二。

五井直弘「後漢時代の官吏登用制「辟召」について」歴史學研究一七八、一九五四。

等がある。

(2) 漢書卷五六董仲舒傳。仲舒對曰。上略。今之郡守縣令。民之師帥。所使承流而宣化也。故師帥不賢。則主德不宜。恩澤不流。今吏既亡教訓於下。或不承用主上之法。暴虐百姓。與姦爲市。貧窮孤弱。冤苦失職。甚不稱陛下之意。是以陰陽錯繆。氛氣充塞。群生寡遂。黎民未濟。皆長吏不明。使至於此也。夫長吏多出於郎中郎。吏二千

石子弟選郎吏。又以富訐。未必賢也。且古所謂功者。以任官稱職爲差。非所謂積日衆久也。故小材雖衆日。不離於小官。賢材雖未久。不害爲輔佐。是以有司竭力盡知。務治其業。而以赴功。今則不然。衆日以取貴。積久以致官。是以廉恥質亂。賢不肖渾殺。未得其眞。

大庭脩「漢代における功次による昇進について」(東洋史研究一二一三、一九五三)を参照。

(4) 漢書卷五六董仲舒傳。仲舒對曰。上略。陛下親耕藉田。以爲農先。夙瘡農興。憂勞萬民。思惟往古。而務以求賢。此亦堯舜之用心也。然而未云獲者。士素不厲也。夫不素養士而欲求賢。譬猶不琢玉而求文采也。故養士之大者。莫大乎太學。太學者賢士之所關也。教化之本原也。今以一郡一國之衆。對亡應書者。是王道往往而絕也。臣願陛下興太學。置明師。以養天下之士。數考問以盡其材。則英俊宜可得矣。中略。臣愚以爲。使諸列侯郡守二千石。各擇其吏民之賢者。歲貢各二人。以給宿衛。且以觀大臣之能。所貢賢者有賞。所貢不肖者有罰。夫如是。諸侯吏二千石皆盡心於求賢。天下之士。可得而官使也。徧得天下之賢人。則三王之盛易爲。而堯舜之名可及也。母以日月爲功。實試賢能爲上。量材而授官。錄德而定位。則廉恥殊路。賢不肖異處矣。

(5) 禮記王制第五。命鄉論秀士。升之司徒。司徒論選士之秀者。而升之學。曰俊士。升於司徒者。不征於鄉。升於學者。不征於司徒。曰造士。中略。大樂正論造士之秀者。以告于王。而升諸司馬。曰進士。司馬辨論官材。論進士之賢者。以告于王。而定其論。論定然後官之。任官然後爵之。位定然後祿之。

- (6) 漢書卷二四食貨志。於里有序。而鄉有庠。庠以明教。庠則行禮。而視化焉。中略。八歲入小學。學六甲五方書計之事。始知室家長幼之節。十五入大學。學先聖禮樂。而知朝廷君臣之禮。其有秀異者。移鄉學于庠序。庠序之異者。移國學于少學。諸侯歲貢少學之異者於天子。學于大學。命曰造士。行同能偶。則別之以射。然後爵命焉。
- (7) 禮記射儀第四六。古者天子之制。諸侯歲獻貢士於天子。
- (8) 國語齊語。正月之朝。鄉長復事。君親問焉曰。於子之鄉。有居處好學。慈孝於父母。聽惠質仁。發聞於鄉里者。有則以告。有而不以告。謂之蔽明。其罪五云云。
- (9) 注(7)の文につづいて  
天子試之於射宮。其容體比於禮。其節比於樂。而中多者。得與於祭。其容體不比於禮。其節不比於樂。而中少者。不得與於祭。數與於祭而君有慶。數不與於祭而君有讓。數有慶而益地。數有讓則削地。
- (10) 漢書卷六武帝紀。元朔元年冬十一月。詔曰。上略。今或闔郡而不薦一人。……其與二千石禮官博士。議不舉者罪。有司奏議曰。上略。今詔書昭先帝聖緒。令二千石舉孝廉。所以化元元。移風易俗也。不舉孝。不奉詔。當以不敬論。不察廉。不勝任也。當免。奏可。
- (11) 漢書卷六武帝紀。元封五年。其令州郡。察吏民有茂材異等。可爲將相及使絕國者。
- (12) 漢書卷四文帝紀。十一月癸卯晦。日有食之。詔曰。朕聞之。天生民。爲之置君。以養治之。人主不德。布政不均。則天示之災。以戒不治。乃十一月晦。日有食之。適見于天。災孰大焉。中略。唯二三執政。舉賢良方正。能直言極諫者。以匡朕之不逮。
- (13) 一例をあげると  
漢書卷六四嚴助傳。郡舉賢良。對策百餘人。武帝善助對。繇是獨擢助爲中大夫。
- (14) 後漢書卷五五魯丕傳。建初元年。肅宗詔。舉賢良方正。大司農劉寬舉丕。時對策者百有餘人。唯丕在高第。除爲議郎。

漢代の選舉と官僚階級

- 漢書卷七二貢禹傳。以明經絮行著聞。徵爲博士。
- 後漢書卷六九淳于恭傳。肅宗下詔。美恭素行。告郡賜帛二十四。遣詣公車。除爲議郎。
- (15) 大庭脩「漢代官吏の辭令について」(關西大學文學論集一〇一一、一九六〇)は選舉と辟召との相關關係を明解に論じている。
- (16) 廿二史劄記卷三、「賢良方正茂材直言多學現任官」の條を参照。
- (17) 漢書卷三〇藝文志。漢興。蕭何草律。亦著其法曰。太史試學童。能諷書九千字以上。乃得爲吏。
- (18) 漢書卷八三薛宣傳。潁陽縣北當上郡西河。爲數郡濊。多盜賊。其令平陵薛恭。本縣孝者。功次稍遷。未嘗治民。職不辦。而粟邑縣小。辟在山中。民謹樸易治。令鉅鹿尹賞。久郡用事吏。爲樓煩長。舉茂材。遷在粟。「薛」宣即以令奏賞與恭換縣。二人視事數月。而兩縣皆治。尹賞には別に本傳があり、それによると
- 漢書卷九〇尹賞傳。鉅鹿楊氏人也。以郡吏察廉爲樓煩長。舉茂材粟邑令。左馮翊薛宣。奏賞能治劇。徙爲潁陽令。
- (19) 漢書卷九元帝紀。太子……嘗侍燕。從容言。陛下持刑太深。宜用儒生。宣帝作色曰。漢家自有制度。本以霸王道雜之。奈何純任德教。用周政乎。且俗儒不達時宜。好是古非今。使人眩於名實。不知所守。何足委任。迺歎曰。亂我家者太子也。
- (20) 鎌田重雄「漢朝の儒術と經術」(同「秦漢政治制度の研究」所收、一九六一)を参照。
- (21) 日知錄卷一三兩漢風俗。漢自孝武表章六經之後。師儒雖盛。而大義未明。故新莽居攝。頌德獻符者。徧於天下。光武有鑒於此。故尊崇節義。敦厲名實。所舉用者。莫非經明行修之人。而風俗爲之一變。續漢書百官志注。應劭漢官儀曰。世祖詔。方今選舉。賢俊朱紫錯用。丞相故事。四科取士。一曰德行高妙。志節清白。二曰學通行修。經中博士。三曰明達法令。足以決疑。能案覆覆問。文中御史。四曰剛毅多略。遭事不惑。明足以決。才任三輔令。皆有孝悌廉公之行。自

今以後。審四科辟召。及刺史二千石察茂才尤異孝廉之吏。務盡實數。選英俊賢行。廉潔平端。

(23) 注(一)を参照。

(24) 注(一)の市村論文を参照。

(25) 後漢書卷五九鄧曄傳。汝南舊俗。十月饗會。百里內縣。皆齋牛酒饌飲。

(26) 後漢書卷七四胡廣傳。廣：隨輩入郡。爲散吏。太守法雄之子真。從家來省其父。真頗知人。會歲終應舉。雄救真助求其才。雄因大會諸吏。真自於牖間密占察之。乃指廣以白雄。遂舉孝廉。既到京師。試以章奏。安帝以廣爲天下第一。李賢注。續漢書曰。故事。孝廉高第。三公及尚書輒優之。特勞來其舉將。於是公府下詔書。勞來雄焉。

(27) 同胡廣傳。廣典機事十年。出爲濟陰太守。以舉吏不實免。

豪族と選舉については楊聯陞「東漢的豪族」(清華學報一一一四、一九三六)を参照。

(28) 後漢書卷一一三周黨傳。黨：建武中。徵爲議郎。以病去職。遂將妻子居睢池。復被徵。不得已乃著短布單衣。穀皮綰頭。待見尚書。及光武引見。黨伏而不謁。自陳願守所志。帝乃許焉。博士范升奏毀黨曰：。書奏。天子以示公卿。詔曰。自古明王聖主。必有不實之士。伯夷叔齊。不食周粟。太原周黨不受朕祿。亦各有志焉。其賜帛四十匹。

(29) 就官の拒否と去官については、鈴木啓造「後漢における就官の拒絶と棄官について」(中國古代史研究會編『中國古代史研究』第二所収、一九六五)のすぐれた研究がある。

(30) 拙稿「後漢の三公にみられる起家と出自について」を参照。

(31) 漢代三公の組織と機構については周道濟「漢唐宰相制度」(文化基金會、一九六四)を参照。

(32) 鍾田重雄「漢代の門生・故吏」(同『秦漢政治制度の研究』所収、一九六二)及び注(一)五井論文参照。

(33) 太平御覽卷二〇九崔寔政論。三公天子之股肱。掾屬則三公之喉舌。天子當恭己南面於三公。三公亦委策掾屬。以答天子。

(34) 後漢書卷六四梁商傳。商自以戚屬居大位。每存謙柔。虛己進賢。辟漢陽巨覽・上黨陳龜爲掾屬。李固・周舉爲從事中郎。於是京師翕然稱爲良輔。帝委重焉。

(35) 後漢書卷九一周緞傳。時梁冀貴盛。被其徵命者。莫敢不應。

(36) 後漢書卷八四楊震傳。震上疏曰：。周廣謝曄兄弟。：與樊豐王永等。分威共權。屬託州郡。傾動大臣。宰司辟召。承望旨意。招來海內貪汙之人。受其貨賂。至有臧錮棄世之徒。復得顯用。

(37) 袁宏後漢紀卷一八。自初舉孝廉。迄今二百歲。皆先孝行。行有餘力。始及文法。辛卯詔。以能宣章句奏案爲限。雖有至孝。猶不應科。此棄本而就末。：則違選舉孝廉之制矣。